

東彼杵町条例第6号

東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月8日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

東彼杵町定住促進条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 奨励金の交付の対象となる者は、税及び納付金等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) _____東彼杵町以外の市町村（以下「町外」という。）に5年以上居住する者で、自ら定住することを目的として、新たに新築住宅を取得した_____U・Iターン者等_____</p> <p>(4) _____町外に5年以上居住する者で、自ら定住することを目的として、新たに住宅用地及び中古住宅を取得した_____U・Iターン者等_____</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 奨励金の交付の対象となる者は、税及び納付金等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>奨励金を申請しようとする日現在において、東彼杵町以外の市町村（以下「町外」という。）に5年以上居住する者で、自ら定住することを目的として、新たに新築住宅を取得した者（以下「U・Iターン者等」という。）</u></p> <p>(4) <u>奨励金を申請しようとする日現在において、町外に5年以上居住する者で、自ら定住することを目的として、新たに住宅用地及び中古住宅を取得した者（以下「U・Iターン者等」という。）</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、</p>

同日前に交付した奨励金については、第5条の規定は、なおその効力を有する。

同日前に交付した奨励金については、第5条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。